

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		私的契約児の入所の決定		
根拠例規及び条項		多治見市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和 60 年条例第 1 号)第 7 条ただし書		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 53 年規則第 12 号)第 7 条		
	基 準	規則第 7 条第 2 項に定めるところによる。 規則第 7 条第 2 項 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その実態を確認し、入所を必要と認めたときは、速やかに当該保護者に対して、保育所入所承諾書（私的契約児分）を交付するものとする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 14 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				